包括的管理計画の新旧対照表

旧計画	新計画	改定点
目次	目次	70-m
1. はじめに	1. はじめに	・過去の改定の経緯について追記
2. 計画の基本的事項	2. 計画の基本的事項	
1)計画の目的	(1)計画の目的	
2)計画の対象範囲	(2) 計画の対象範囲	・世界自然遺産地域、緩衝地帯、周辺管理地域の記載を簡略化
		・島別の計画対象区域図を削除
3)計画の構成	(3) 計画の構成	・モニタリング計画を別添とすることを記載
4)計画の期間		・削除
5)計画の進捗管理及び見直し	(4)計画の進捗管理及び見直し	・包括的管理計画は管理の基本方針と目標を主に明文化したも
		のであることから、期間を設けず「おおむね 10 年先を見据
		え・・・」と記載
		・本計画の点検の周期について「5年を目途に点検し、必要に
		応じて見直しを行う」と記載
		・地域別行動計画、モニタリング計画の見直し期間について「原
		則5年ごとに必要に応じて見直しを行う」と記載
3. 推薦地の概要	3. 本世界自然遺産地域の顕著な普遍的価値	・章の名称を変更
1)位置等		
2) 総説		
3)自然環境		
(1)地形・地質		
(2) 気候		
(3) 植生		
(4) 植物相 (5) 動物相		・削除(参考資料4として追加予定)
(6) 地史と陸生生物の種分化		・ 開係(参考員付金として追加予定)
(7)島嶼生態系への動物の適応進化		
4)社会環境		
(1) 産業		
(2) 歴史		
(3) 自然と人との共生の文化		
(4) 観光利用		
	(1)概要	・UNECO 世界遺産センターHP に掲載の SOUV(顕著な普遍
	(2) クライテリア	的価値の言明)の記述に置き換え。(「保護管理の要件」を除く)
	(3)完全性	※内容は推薦時の状況であることに留意
4. 管理の目標	4. 全体目標	・章の名称を変更
1)全体目標		
2)地域区分別目標		・地域区分別目標、地域参加型目標は廃止して全体目標に統合。
(1)推薦地		・全体目標の下に、本遺産は地域との関わりの中で維持されて きたことを踏まえた地域との協働の重要性を訴求するために旧
(2)緩衝地帯		さたことを踏まえた地域との協働の重要性を訴求するために旧 計画「8.おわりに」の文章を配置
(3)周辺管理地域		Hm ローロ・マベノノで」シ入半で比性
3)地域参加型管理目標		
5. 管理の基本方針	5. 管理の基本方針と管理目標	・各項目の最初に目標を記載
		・全体のコンパクト化という方針に則り簡略化(特に、個別の
		取組に関する文章は削除)。
		・「管理の方策」を箇条書きで記載
1)保護制度の適切な運用		
(1) 国立公園		
(2)森林生態系保護地域		
(3) 鳥獣保護区		・簡略化し5. (5) へ移行
(4) 天然記念物		
(5) 希少野生動植物の保護に関する		
法令等 (6) 从亚種対策に関する法会等		
(6) 外来種対策に関する法令等		

旧計画	新計画	改定点
	(1) 希少種への人為的影響の防止	管理目標:遺産価値を表す希少種への人為影響が低減/過去の
		影響が改善されていること
	1) 希少種の違法捕獲・採取の防止	・現状と課題を簡易的にまとめるとともに、方策として4地域
		共通で必要な取組を記述。具体例としての各地域の個別具体の
	0/メルチャナマキルがった!	取組については削除(以下、管理の基本方針全て同じ整理)
	2) 希少種の交通事故等の防止	現状と課題について、要請事項に対する保全状況報告書の記述 を追記。
2) 外来種による影響の排除・低減	 (2)外来種による影響の排除・低減	管理目標:新たな侵略的外来種の侵入を防ぐとともに、既に侵
2) AT ATELE & STATE OF INFINITE PARTY	(2) 八八性によるか同りが内が、 区域	入・定着している侵略的外来種による影響が低減又は過去の影
		響が改善されていること
(1)侵略的外来種の侵入状況の監視	1)侵略的外来種の侵入状況の監視	旧計画の(2)、(3)のうち、該当する内容を統合
及び侵入初期における防除	及び防除	
(2)既に侵入・定着が確認されている		1)、2)へ統合
侵略的外来種の防除事業の計画的		
推進		
(3)ネコ・イヌによる影響の排除・低		1)、2)へ統合
(4)飼育・栽培個体等による生態系へ		1)、2)~統合
の影響の防止		1)、2)。、机台
	2)ペット動物や飼育栽培個体等の	 旧計画の(2)、(3)のうち、該当する内容を統合
	適性飼養及び管理の推進	
3) 希少種への人為的影響の防止		
(1) 希少種の違法採集の防止		・「5.(1)希少種への人為的影響の防止」へ移動
(2) 希少種の交通事故等の防止		
4)北部訓練場の自然環境保全に関する		・「5.(7)2)北部訓練場の自然環境保全に関する米軍との
米軍との協力		協力」へ移動
5) 緩衝地帯等における産業との調和		・「5.(6)地域のくらし・産業との両立」へ移動
6) 適切な観光管理の実現	(3)適切な観光管理による持続可能な	管理目標:観光利用によって遺産価値を損ねることがないよう、
	観光の実現	地域の特性に応じた適切な観光管理が行われ、持続可能な観光
		が実現されていること ・旧計画1)~4)については、<管理の方策>として設定
		・要請事項に対する保全状況報告に関する内容を追記
		・旧計画(2)地域区分ごとの方針を統合
(1)持続可能な観光の戦略的推進	1) 持続可能な観光の戦略的推進	
(2) 地域区分ごとの観光利用の方針		・<地域区分ごとの基本方針>へ移行
設定		
(3) 適正利用の推進	2)フィールド毎の利用ルール・制限	
	の設定	
(1) 組业答用抵訊の勘供	3) 認定・登録ガイド等の人材育成	
(4)観光管理施設の整備 (5)観光による影響に関するモニタ	4) 観光管理施設等の整備運営	・「6.適切なモニタリングと情報の活用」及びモニタリング計
リング		10. 過切なモニダリングと情報の活用」及びモニダリング計 画記載の内容と重複するため削除
	(4) 気候変動による影響または予兆の	管理目標:気候変動による影響・予兆としての植生や動物相の
	早期把握	変化を早期に把握すること
		・基本方針として新たに追加
	(5) 保護制度の適切な運用	管理目標:関係機関において、法令等に基づく保護制度が適切
		に運用されていること
	(旧計画1)を簡略化
	(6) 地域のくらし・産業との両立	管理目標:緩衝地帯や周辺管理地域では、遺産地域の遺産価値
		を損なうことなく、持続可能な利用を行うことを前提に、世界 遺産の保全管理と地域のくらし・産業の振興との両立を図るこ
		「遺産の保全官埋と地域のくらし・産業の振興との両立を図ること。」と。
		こ。 ・旧計画「5)緩衝地帯等における産業との調和」から名称を
		変更
	1)森林施業との調和	・既存の内容に加え、要請事項を踏まえ項目を新設
	2) 遺産価値を表す種等と地域の暮	・項目を新設

旧計画	新計画	改定点
	らしとの調和	・生息状況の回復に伴い生じている農業被害等に対する方策を
		記述。
	3)河川再生	・要請事項を踏まえ項目を新設
7) 地域社会の参加・協働による保全管	(7)地域社会の参加・協働による保全	管理目標:特に遺産地域に隣接する箇所においては、地域住民、
理	管理	土地所有者、利用者等と連携・協力して自然環境の回復・復元、
		外来種の防除や希少種の保全などを行うことにより、本遺産地
		域の遺産価値の維持を支える生態系の連続性の確保を図り、緩
		衝機能の強化に取り組むこと。
(1) 開発事業における有効な環境配		・「5.(5)保護制度の適切な運用」へ一部移行
慮の実施		
(2)地域と協働した保全活動の実施		・「5. (7) 1) 地域社会との協働の推進」へ一部移行
(3) 普及啓発及び教育活動の実施	4 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	・「5.(7)1)地域社会との協働の推進」へ一部移行
	1)地域社会との協働の推進	
	2)北部訓練場の自然環境保全に関	・2023年7月26日に共同声明として発表された「世界遺産登録された」は独身は対しておける自然環境になった。
	する米軍との協力	録された沖縄島北部における自然環境保全における二国間協力 について追記
O) 適切をエーカリンがも桂根の廷田	() 遠切れて、カルンがし桂却の活用	
8) 適切なモニタリングと情報の活用	6. 適切なモニタリングと情報の活用	・旧計画では管理の基本方針として記載していた項目であった が1つの章として新設
(1)推薦地の顕著な普遍的価値のモ	(1)遺産地域の顕著な普遍的価値のモ	ル・1 ノジ早こして利政
ニタリング	ニタリング	
(2)保全・管理に係る各種事業の実	(2)保全・管理に係る各種事業の実施	・旧計画「7.1」地域別の行動計画の策定方法」から移行し
施状況の確認	状況の確認	一部修正
(3)研究調査・長期モニタリング	(3)研究調査・長期モニタリング	・連携協定の内容を追記(環境省沖縄奄美自然環境事務所、鹿
	() () () ()	児島県、国立大学法人鹿児島大学及び国立研究開発法人国立環
		境研究所生物・生態系環境研究センター)
		・連携協定の内容を追記(環境省沖縄奄美自然環境事務所、林
		野庁九州森林管理局沖縄森林管理署、沖縄県、国立大学法人琉
		球大学、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発
		法人国立環境研究所生物多様性領域、国立研究開発法人森林研
		究・整備機構森林総合研究所九州支所)
(4)緊急的モニタリング	(4) 緊急的な調査	・緊急時には、現況調査及び経過観察を実施し、その内容に応
		じて個別検討会や、必要に応じて科学委員会を招集して対応す
		ることを記載
(5) モニタリングシステムの最適化		・削除
と順応的管理への反映		
(6)情報の集約及び共有・活用の推進		・「7. (4)情報発信と普及啓発」へ統合
6. 管理の実施体制	7.管理の実施体制	・章の始めに全体像を示すため、管理の実施体制図(更新版)
		を冒頭に移行
1)関係者の連携のための体制	(1)関係者の連携のための体制	HIC O KIIVA
2)科学的助言に基づく順応的な保全管	(2) 科学的助言に基づく順応的な保全	・WGの削除
理体制	管理体制	・WG の代替案として以下の文言を追記 「地域単位で詳細な検討が必要な場合は、関係する分野の科学
		「地域単位で評価な快討か必要な場合は、関係する分野の科子」 委員を地域部会に適宜招集する。」
3)情報発信と普及啓発		・旧計画3)と4)の順序の入れ替え
4)個別管理機関の役割	(3) 個別管理機関の役割	
(1)環境省那覇自然環境事務所	1)環境省沖縄奄美自然環境事務所	
(2) 林野庁九州森林管理局	2) 林野庁九州森林管理局	
(3) 鹿児島県	3)鹿児島県	
(4)沖縄県	4)沖縄県	
(5)奄美大島5市町村(奄美市、大和	5) 奄美大島5市町村(奄美市、大和	
村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町)	村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町)	・旧計画(1)~(8)について情報の更新
(6) 徳之島3町(徳之島町、天城町、	6) 徳之島3町(徳之島町、天城町、	
伊仙町)	伊仙町)	
(7)沖縄島北部3村(国頭村、大宜味	7)沖縄島北部3村(国頭村、大宜味	
村、東村)	村、東村)	
(8) 西表島1町(竹富町)	8) 西表島1町(竹富町)	
l in the second of the second		

旧計画	新計画	改定点
	(4)情報発信と普及啓発	・施設情報の更新
7. 地域別の行動計画の策定		
1)地域別の行動計画の策定方法		
2)地域別の行動計画		
(1) 奄美大島行動計画		・6. (2) 及び別添2へ統合
(2) 徳之島行動計画		
(3)沖縄島北部行動計画		
(4) 西表島行動計画		
8. おわりに		・「4.全体目標」へ統合
	8. 過去の改定経緯	・新設
	別添 1 . 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び	
	西表島世界自然遺産地域モニタリング計画	
【別表】	別添2.地域別行動計画	
別表1. 奄美大島行動計画	2-1. 奄美大島行動計画	
別表2. 徳之島行動計画	2-2. 徳之島行動計画	・次年度以降改定予定
別表3.沖縄島北部行動計画	2-3. 沖縄島北部行動計画	• 次平度以降以足了足
別表4. 西表島行動計画	2-4. 西表島行動計画	
【参考資料】	【参考資料】	
参考資料1:管理計画に関連する法令、	参考資料1:管理計画に関連する法令、	
条例、計画等の一覧及び概要	条例、計画等の一覧及び概要	
参考資料 2:「地域連絡会議」構成行政機	参考資料 2:「地域連絡会議」構成行政機	
関一覧	関一覧	
参考資料 3:「奄美大島部会」、「徳之島部	参考資料 3:「奄美大島部会」、「徳之島部	
会」、「沖縄島北部部会」、「西表島部	会」、「沖縄島北部部会」、「西表島部会」構成	
会」構成機関・団体一覧	機関・団体一覧	
	参考資料4:世界自然遺産登録地の概要	・旧計画3を移行。
	参考資料 5:第44回世界遺産委員会決議	・追加
	44 COM 8B.5 に係る奄美大島、徳之島、沖	
	縄島北部及び西表島の保全状況報告(仮訳)	